

低炭素設備リース信用保険制度 営業向けガイドブック



Green Investment
Promotion Organization

一般社団法人 低炭素投資促進機構



目次

【実務編】

- 1.製品検索方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2.対価の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3.付属品の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

【制度理解編】

- 4.低炭素設備リース信用保険の仕組み・・・・・・・・・・ 16
- 5.保険関係が成立するリース契約【成立要件】・・・・ 17
- 6.主な特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 7.事故発生時の手続きと事故要件・・・・・・・・・・・・ 25
- 8.お支払いする保険金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 9.保険金のお支払い例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 10.低炭素設備リース信用保険のメリット・・・・・・・・ 28
- 11.Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- お問い合わせフォーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- お問い合わせ窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

【実務編】

1. 製品検索方法

GIOホームページ URL:http://www.teitanso.or.jp



一般社団法人
低炭素投資促進機構

リース会社専用ページ

対象製品の検索



HOME

各事業のご案内

低炭素投資促進機構について

セミナー

お問い合わせ

対象製品の検索をクリック

一般社団法人 低炭素投資促進機構

各事業のご案内

1. 製品検索方法



一般社団法人 低炭素投資促進機構 > 低炭素設備リース信用保険の概要 > 対象製品の検索

対象製品の検索をクリック

対象製品の検索

低炭素設備リース信用保険の対象製品が検索できます。(公開)

[対象製品の検索](#)

対象製品を一覧でご覧になる場合はこちらをダウンロード
(ご契約のリース会社様専用)

一覧(csvファイル)からも検索可能

対象製品を一覧でご覧になる場合はこちらをダウンロード
(ご契約のリース会社様専用)



[対象製品一覧_20250930現在.zip](#)

スマートフォンからも検索可能

スマートフォンからも検索できます



1. 製品検索方法

低炭素設備リース信用保険及び ESG リース促進事業の対象製品の検索

検索対象

リース信用保険対象製品

メーカー名

※完全一致

設備分類

製品分類

型式番号

※部分一致

機構指定番号

※完全一致

基準日

2025-10-31

リセット

検索

保険対象開始日

機構指定番号

メーカー

型式番号

設備分類

製品分類

信用保険対象

ESGリース対象

No data available

Rows per page: 10



検索は、下記項目のいずれか、または複数項目を入力し行います。

(1) メーカー名 (2) 設備分類 (3) 型式番号 (4) 機構指定番号

最も簡便な検索方法は (1) メーカー名と (3) 型式番号を組み合わせ検索する方法です。次ページから検索手順について説明します。

1. 製品検索方法【基本】

例：メーカー名 オークマ株式会社 型式番号 M460-VE

低炭素設備リース信用保険及び ESGリース促進事業の対象製品の検索

検索対象
リース信用保険対象製品
メーカー名
オークマ株式会社
※完全一致

型式番号
M460-VE
※部分一致

機構指定番号
※完全一致
基準日
2025-10-31

メーカー名を入力(オークマ株式会社)

型式番号を入力
※必ず半角英数で入力！

検索を押すと、結果が出ます
結果を消去する場合はリセット

リセット 検索

参照	保険対象開始日	機構指定番号	メーカー	型式番号	設備分類	製品分類	信用保険対象	ESGリース対象
	2011-02-16	A5AC6206A01532	オークマ株式会社	M460-VE	その他産業機械	高効率切削加工機	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Rows per page: 10 1-1 of 1



型式番号の入力のヒント

- 必ず半角英数字で入力してください。（全角で入力すると検索にヒットしません）
- ハイフンを含む型式番号の場合は、まずハイフン前の型式番号を入力してください【部分検索】。候補が複数表示されるため、その中から選択できます。
- 次ページでは、検索が困難な型式番号の例を紹介します。

1. 製品検索方法【型式番号が複雑な場合】

例：メーカー名 キタムラ機械株式会社 型式番号 Mycenter-HX800G/1000

低炭素設備リース信用保険及び ESGリース促進事業の対象製品の検索

検索対象

リース信用保険対象製品

メーカー名

入力例 (Mycen) ↓

型式番号

Mycen

※部分一致

機構指定番号

※完全一致

基準日

2025-10-31

複雑な型式番号の場合、検索が困難になることがあります。
入力例のように、先頭の数字を入力【部分検索】を行うと、
検索結果にヒットしやすくなります。

リセット

検索

	保険対象開始日	機構指定番号	メーカー	型式番号	設備分類	製品分類	信用保険対象	ESGリース対象
参照	2014-12-24	A5AD5206A00441	キタムラ機械株式会社	Mycenter-4XD	その他産業機械	高効率切削加工機	○	○
参照	2014-12-24	A5AD5206A00452	キタムラ機械株式会社	Mycenter-4XT	その他産業機械	高効率切削加工機	○	×
参照	2016-10-26	A5AD5206A00520	キタムラ機械株式会社	Mycenter-HX250iG	その他産業機械	高効率切削加工機	○	×
参照	2018-08-02	A5AD5206A00665	キタムラ機械株式会社	Mycenter-HX800G/1000	その他産業機械	高効率切削加工機	○	×
参照	2018-08-21	A5AD5206A00711	キタムラ機械株式会社	Mycenter-3X1	その他産業機械	高効率切削加工機	○	×

Rows per page: 10 1-10 of 19 < >

1. 製品検索方法【型式番号にスペースがある場合】

例：メーカー名 DMG森精機株式会社 型式番号 NV4000 DCG

低炭素設備リース信用保険及び ESG リース促進事業の対象製品の検索

検索対象
リース信用保険対象製品

入力例(NV4000)」

設備分類

型式番号
NV4000
※部分一致

機構指定番号

※完全一致
基準日
2026-02-20

NV4000とDCGの間には、半角スペースがあります。下記のとおり、スペースがない場合や、全角スペースが入力されている場合は、検索結果にヒットしません。【部分検索(NV4000)】を行って検索してください。

リセット

検索

参照

2011-03-01

A5BE8206A00356

DMG森精機株式会社

NV4000 DCG

その他産業機械

高効率切削加工機

△

△

検索対象

リース信用保険対象製品

空白がない

設備分類

型式番号
NV4000DCG
※部分一致

検索対象

リース信用保険対象製品

空白が全角

設備分類

型式番号
NV4000 DCG

保険対象開始日

機構指定番号

メーカー

型式番号

設備分類

製品分類

信用保険対象

ESGリース対象

No data available

ヒットしない...

Rows per page:

10

-

<

>

1. 製品検索方法【対象欄が「△」と表示されている場合】

低炭素設備リース信用保険及び ESGリース促進事業の対象製品の検索

検索対象

リース信用保険対象製品

メーカー名

※完全一致

設備分類

型式番号

NV4000 DCG

※部分一致

機構指定番号

※完全一致

基準日

2025-10-31

製品分類

リセット

検索

保険対象開始日

機構指定番号

メーカー

型式番号

設備分類

製品分類

信用保険対象

ESGリース対象

参照

2011-03-01

A5BE8206A00356

DMG森精機株式会社

NV4000 DCG

その他産業機械

高効率切削加工機

△

△

Rows per page:

10

1-1 of 1

信用保険対象欄およびESGリース対象欄が「△」と表示されている場合は、適合条件により対象・非対象が分かります。【参照】ボタンを押下し、次画面をご確認ください。

1. 製品検索方法【対象欄が「△」と表示されている場合】

製品詳細

機構指定番号	A5BE8206A00356
工業会	日本工作機械工業会
メーカー	DMG森精機株式会社
製品名	立形マシニングセンタ
型式番号	NV4000 DCG
摘要	油圧治具を搭載する場合、又はロータリーテーブルのクランプ方式が油圧である場合は、インバータタイプ若しくは可変容量タイプの油圧ユニットに限り対象。
ESGの注意点	ESGリース条件付適合
設備分類	その他産業機械
製品分類	高効率切削加工機
告示対象条項(告示品名)	2項6号(高効率切削加工機)
参照URL	http://jp.dmgmori.com/%E8%A3%BD%E5%93%81/%E3%83%9F%E3%83%BC%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%B0/%E7%AB%8B%E5%BD%A2%E6%97%8B%E7%9B%A4/nv-nvd
HP掲載日	2011-03-01 00:00:00
リース信用保険 有効期間	2011-03-01 ~ 2051-03-31
ESGリース促進事業 有効期間	2011-03-01 ~ 2051-03-31

リース信用保険

ESGリース

検索方法についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。【巻末に質問フォームがあります】

〈お問い合わせ先〉
低炭素投資促進機構 保険業務推進部 info@teitanso.or.jp

2. 対価の算出方法

(通常、リース契約書に記載された使用者が支払うべきリース料の総額となります)

リース料	①レベルアップ等による解約金等	リース物件のレベルアップ等による解約金又はそれに準ずるものに係る金額
	②保守等の費用の代理回収	第三者が行う低炭素設備の保守、整備及び修理のための費用の代理回収に係る金額
	③消費税	
	④利子	低炭素設備を使用させる者の借入金の平均的な借入利率によって計算した当該低炭素設備の取得価額に係る使用期間中の利子
	⑤固定資産税等	低炭素設備に係る使用期間中の固定資産税、自動車税等の租税納付見込額
	⑥損害保険料	低炭素設備に係る使用期間中の動産総合保険その他の損害保険の保険料の負担見込額
	⑦手数料	信用調査費、集金費、メンテナンス費用※、利益等によって構成される通常の手数料 ※被保険者自らの責任において行う低炭素設備の保守、整備及び修理のための費用で、計算の根拠があらかじめ明らかであり、取得価額を上回らないもの。
	⑧取得価額(消費税は除く)	購入価額 低炭素設備本体の購入価額(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料又は関税その他低炭素設備の購入のために要した費用がある場合にはそれらの費用を加えた額) 付随品(ただし、低炭素設備本体の購入価額>付随品の購入価額) 付随費用 低炭素設備を事業の用に供するために直接要した据付費等の費用(ただし、購入価額限度)
	残存価格	①リース契約書その他書面において契約当事者間で明らかな場合、②被保険者と設備購入先等との間で、残価保証等について契約等が取り交わされ、その額が対価の算定において、残存価額の設定と同様に取扱いされていることが明らかな場合(確認書面要)

※補助金併用の場合、次ページ参照

■対価とは、取得価額、利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の合計額
※補助金併用の場合、次ページ参照

対価
リース契約において低炭素設備等の使用収益の報酬として、使用者が支払うべき金額で、通常、リース契約書に記載された使用者が支払うべきリース料の総額
保険価額
対価の額のうち、使用開始日後に受領すべき金額
使用開始日以前に受領する初回金等を除く
前払いリース料を含む

■低炭素設備に関する対価の合計額が300万円以上(特約付帯で、150万円、65万円に引下げ可)
・成立単位は1契約書単位(低炭素設備のみ。使用者又はリース条件が異なる場合は対象外)
・1契約書に低炭素設備でない設備やそれらと共通する費用等が含まれている場合はリース料又は取得価額で按分
・代表的な低炭素設備を通知

■被保険者における使用者の残高が5,000万円以下
<例>
・新たに締結した低炭素リース契約
①保険価額2,500万円
・既に保険関係が成立した低炭素リース契約
②締結時保険価額
: 4,000万円
③支払済みの対価合計額
: 2,000万円
・残高: ①+②-③
= 4,500万円 < 5,000万円

*「使用者の残高上限引上げ特約」付帯時には1.5億円以下(1億円まで自動成立、1億円超はGIOへ事前申請要)

2. 対価の算出方法【補助金併用の場合】

補助金	リース信用保険併用	対価に含めるか
省エネルギー補助金	×（併用不可）	—
ESGリース補助金	○	○
その他の補助金	○	×（含めない）

【省エネルギー補助金(2025年4月1日現在)】

- エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
- 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金
- 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金
- 省エネルギー投資促進支援事業費補助金
- 省エネ・非化石転換補助金

- 省エネルギー補助金は、リース信用保険と併用できません。
なお、省エネルギー補助金以外の補助金は、リース信用保険と併用可能です。
- ESGリース補助金は、リース信用保険と併用可能です。
また、対価（低炭素設備の使用収益の報酬として、使用者が支払うべきリース料の金額）にESGリース補助金の金額を含めて、保険価額を算出します。
- ESGリース補助金以外の補助金は、補助金の金額を対価に含めません。

3. 付属品の定義

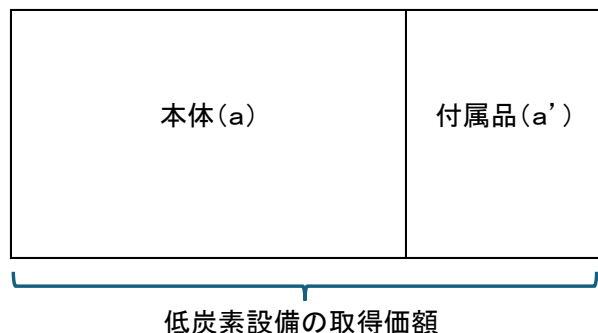
【定義】

以下のア及びイを満たすものは**低炭素設備に含めるもの**とします。

ア 低炭素設備に付属しており当該低炭素設備と一体となっはじめて機能するものであること。

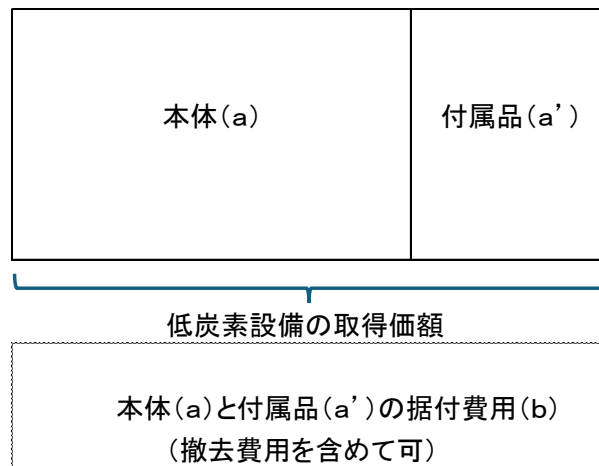
イ 取得価額（複数ある場合はその合計額）が当該低炭素設備の取得価額未満のものであること。

【基本】



- ① $a > a'$ のとき、 $a + a'$ が対象
- ② $a \leq a'$ のとき、すべてが対象外

【据付費用がある場合】



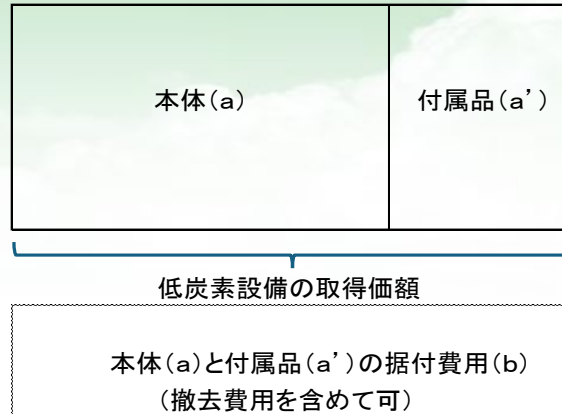
- ① $a + a' \geq b$ のとき、 $a + a' + b$ が対象
- ② $a + a' < b$ のとき、 $a + a' + b$ が対象
(但し、 $b = a + a'$ までが対象)

3. 付属品の定義【具体例】

【基本】



【据付費用がある場合】



- ① $a > a'$ のとき、 $a + a'$ が対象
- ② $a \leq a'$ のとき、すべてが対象外

- ① $a + a' \geq b$ のとき、 $a + a' + b$ が対象
- ② $a + a' < b$ のとき、 $a + a' + b$ が対象
(但し、 $b = a + a'$ までが対象)

具体例

- ① 本体60万円/付属品40万円⇒対象
- ② 本体50万円/付属品50万円⇒対象外

具体例

- 本体+付属品=100万円
- ① 据付費用が80万円の場合、対価=180万円
 - ② 据付費用が120万円の場合、据付費用は100万円まで対象 対価=200万円

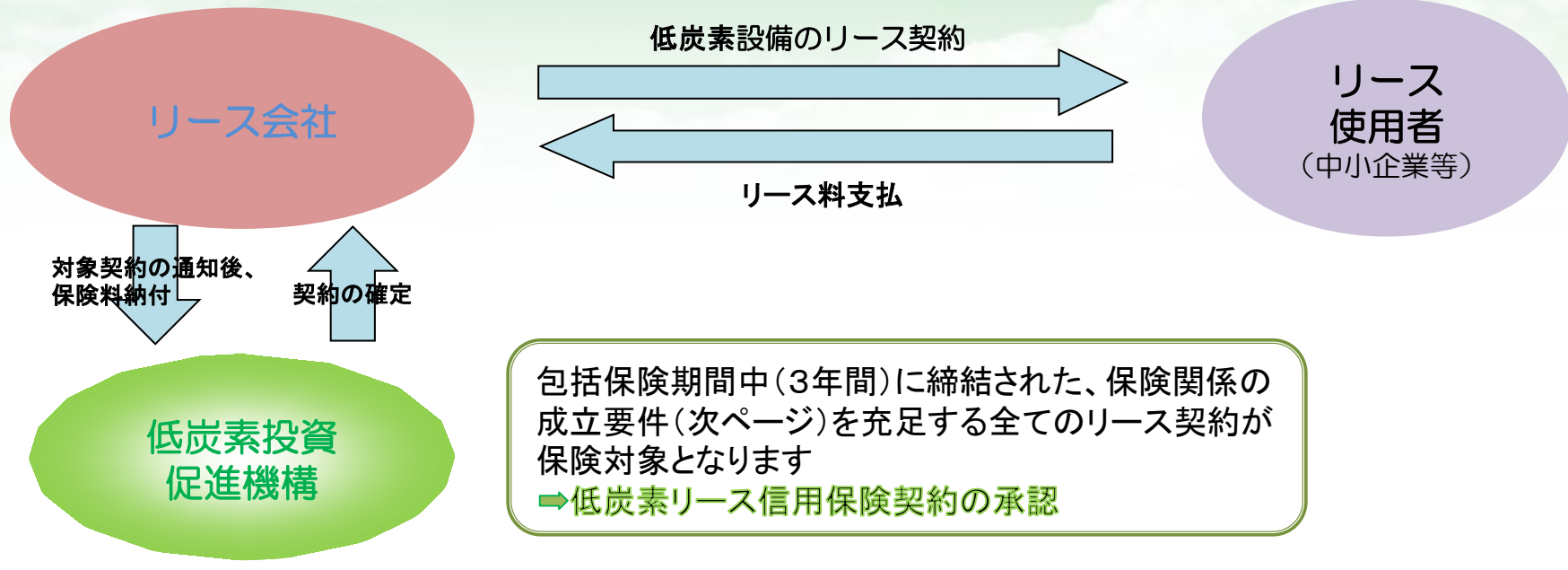
ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください【巻末に質問フォームがあります】
<お問い合わせ先>

低炭素投資促進機構 保険業務推進部 info@teitanso.or.jp

【制度理解編】

4. 低炭素設備リース信用保険の仕組み

<低炭素設備リース信用保険の仕組み>



保険金計算方法

$$= \left(\text{回収未済額} - \text{事故発生後入金} - \text{損害防止回収金} + \text{回収費用} - \text{その他控除金額} \right) \times 50\%$$

倒産等の事故が発生した場合、未回収リース料（リース物件の売却等による損害防止回収金を控除後）の50%を保険金としてお支払いします。

5. 保険関係が成立するリース契約【成立要件】

分類	成立要件
設備	①低炭素設備を使用させる契約であること。
	②日本国外において低炭素設備を設置する契約でないこと。
	③中古品の低炭素設備をリースする契約でないこと。
	④省エネルギー補助金による補助を受けていない低炭素設備を使用させる契約であること。
契約	⑤使用開始日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後、当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをできる旨の定めがない契約であること。
	⑥リース期間満了後、当該低炭素設備の所有権が相手方に移転する旨の定めがない契約であること。
	⑦日本円建ての契約であること。
支払条件	⑧対価が、低炭素設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。
	⑨対価を均等に1年間に4回以上に分割して受領する契約であること。
	⑩リース期間が3年以上の契約であること。
	⑪使用開始日の翌日から最終の支払期日までの期間が10年以下の契約であること。
	⑫低炭素設備に関する対価の合計額が300万円以上の契約であること。
	⑬被保険者における残高が5,000万円以下の使用者に対する契約であること。
使用者	⑭保険契約者若しくは被保険者を使用者とする契約でないこと又は当機構が保険関係を成立させることが適当でないと認めてあらかじめ保険契約者若しくは被保険者に通知した者を使用者とする契約でないこと。
	⑮被保険者が信用状態を確認した者を使用者とする契約であること。
	⑯中小企業又は個人事業主を使用者とする契約であること。
	⑰次の者を使用者とする契約でないこと。 ア. 政府機関、地方公共団体又はこれらに準ずる機関、イ. 保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者の親会社、子会社、関連会社又はこれらに準ずるもの、ウ. 会社法上の外国会社、エ. 反社会的勢力

⑥購入選択権付きリース契約等を保険対象に追加することも可能です。

⑫対価を65万円、150万円とすることも可能です。

⑬残高を1.5億円に引き上げることも可能です。

5. 保険関係が成立するリース契約【設備に関する成立要件】

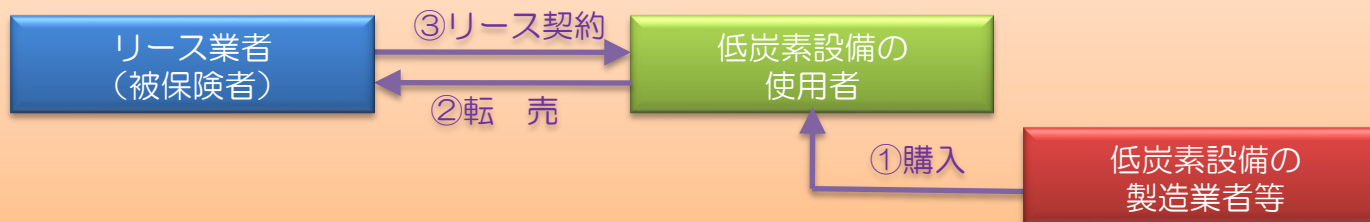
①低炭素設備を使用させる契約であること。

②日本国外において低炭素設備を設置する契約でないこと。

③中古品の低炭素設備をリースする契約でないこと。（別途、中古品の定義あり）

◆リースバックの特例

低炭素設備の使用者が、製造業者等から購入等により当該設備の引渡しを受けた日以後
3か月以内に締結されたリース契約は対象（保険関係が成立します）



④省エネルギー補助金による補助を受けていない低炭素設備を使用させる契約であること。

◆省エネルギー補助金

- エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
- 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金
- 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金
- 省エネルギー投資促進支援事業費補助金
- 省エネ・非化石転換補助金

5. 保険関係が成立するリース契約【契約に関する成立要件】

⑤使用開始日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後、当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをできる旨の定めがない契約であること。

⑥リース期間満了後、当該低炭素設備の所有権が相手方に移転する旨の定めがない契約であること。

◆以下は対象外

- ①購入選択権付きリース契約
- ②譲渡条件付きリース契約
- ③協調リース

「購入選択権付きリース契約等追加特約」を付帯することで保険対象に追加することができます。

◆例外：転リース

以下③のリース契約に保険関係成立



⑦日本円建ての契約であること。

5. 保険関係が成立するリース契約【支払いに関する成立要件①】

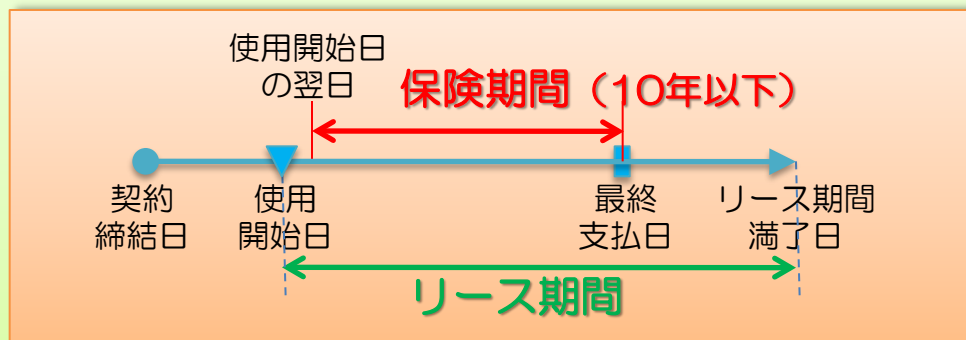
⑧対価が、低炭素設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。

◆対価に含まれない金額

- ①低炭素設備のレベルアップ等による解約金又はそれに準ずるものに係る金額
- ②第三者が行う低炭素設備の保守、整備及び修理のための費用の代理回収に係る金額
- ③消費税

⑩リース期間が3年以上の契約であること。

⑪使用開始日の翌日から最終の支払期日までの期間が10年以下の契約であること。



5. 保険関係が成立するリース契約【支払いに関する成立要件②】

⑨対価を均等に1年間に4回以上に分割して受領する契約であること。

1. 支払金額に係る運用

- 端数を初回又は最終回の支払金額で調整

支払回	第1回	第2回	第3回	～	最終回
A	14万円	9万円	9万円	～	9万円
B	5万円	9万円	9万円	～	9万円

2. 支払期日に係る運用

- 初回支払期日が毎月払は使用開始日の翌々月末で2回目が翌々々月末、2か月毎払は翌々月末、3か月毎払は翌々々月末まで。
- 支払方法の変更は、①契約上明示、②月単位では均等、③一定期間後は期日均等

支払回	使用開始日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	...
支払期日	2020.4.21	2020.6.1	2020.7.31	2020.8.20	2020.9.20	2020.10.20	...
		← 現金振込等 →		← □ 座振替 →			

3. 初期対価の一括受領

- ①一括受領がなければ他の要件充足、②一括受領分は2回又は3回分

支払回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	～	最終回
ケースA	27	—	—	9	9	9	～	9

⑫低炭素設備に関する対価の合計額が300万円以上の契約であること。

- 1 契約書単位、低炭素設備分のみ（リース条件や使用者が異なる場合は保険対象外）
- 1 契約書に低炭素設備でない設備やそれらと共通する費用等が含まれている場合はリース料又は取得価額で按分

「低炭素設備に関する対価の下限引下げ特約」を付帯することで65万円または150万円に引き下げることができます

5. 保険関係が成立するリース契約【使用者に関する成立要件①】

⑬被保険者における残高が5,000万円以下の使用者に対する契約であること。（保険対象となる低炭素設備リース契約の残高）

（例）Aリース会社のBリース先について、

- ・今回新たに締結するリース契約 保険価額2,500万円（①）
- ・既に締結済み（保険関係成立）のリース契約 締結時保険価額 4,000万円（②）
支払済み対価合計額2,000万円（③）
- ・残高＝①＋②－③＝4,500万円＜5,000万円 ⇒ ①のリース契約に保険関係成立

「使用者の残高上限引上げ特約」付帯で1.5億円に引き上げることができます。

⑭保険契約者若しくは被保険者を使用者とする契約でないこと又は当機構が保険関係を成立させることが適当でないと認めてあらかじめ保険契約者若しくは被保険者に通知した者を使用者とする契約でないこと。

- ・集積状況や信用力等を勘案、事前通知、会員用HPに掲載

⑮被保険者が信用状態を確認した者を使用者とする契約であること。

⑯中小企業又は個人事業主を使用者とする契約であること。

◆中小企業の定義

- ・資本金3億円以下の企業（会社法上の会社）

5. 保険関係が成立するリース契約【使用者に関する成立要件②】

⑰ 次の者を使用者とする契約でないこと。

ア. 政府機関、地方公共団体又はこれらに準ずる機関

政府機関	府省、庁、会議・審議会等、委員会、施設等機関、特別の機関 等
特殊法人	特別の法律により設立された事業団、公庫、金庫、特殊銀行、特殊会社 等
独立行政法人	別の法律に基づいて設立された独立行政法人
普通地方公共団体	都道府県及び市町村、保健所・警察署その他の行政機関、行政委員会、これらの付属機関、公立学校、地域自治区、その他公の施設 等
特別地方公共団体	特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団
地方公営企業	地方公共団体が経営する企業で、水道、電気、ガス、交通、病院の各事業を実施する企業
地方公社	地方公共団体が特別の法律に基づいて設立した土地開発公社、住宅供給公社、道路公社
地方独立行政法人	地方公共団体が地方独立行政法人法に基づいて設立した地方独立行政法人
上記に準ずる公的機関等	上記出資割合が50%を超える法人、上記の合計出資割合が50%を超える法人

イ. 保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者の親会社、子会社、関連会社又はこれらに準ずるもの

親会社	保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者を連結財務諸表の対象（持分法適用関連会社を含む）としている企業
連結対象子会社	保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者と同じの連結財務諸表の対象となる企業（持分法適用関連会社を含む）
親会社の連結対象子会社	保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者の親会社と同じの連結財務諸表の対象となる企業（持分法適用関連会社を含む）

ウ. 会社法上の外国会社

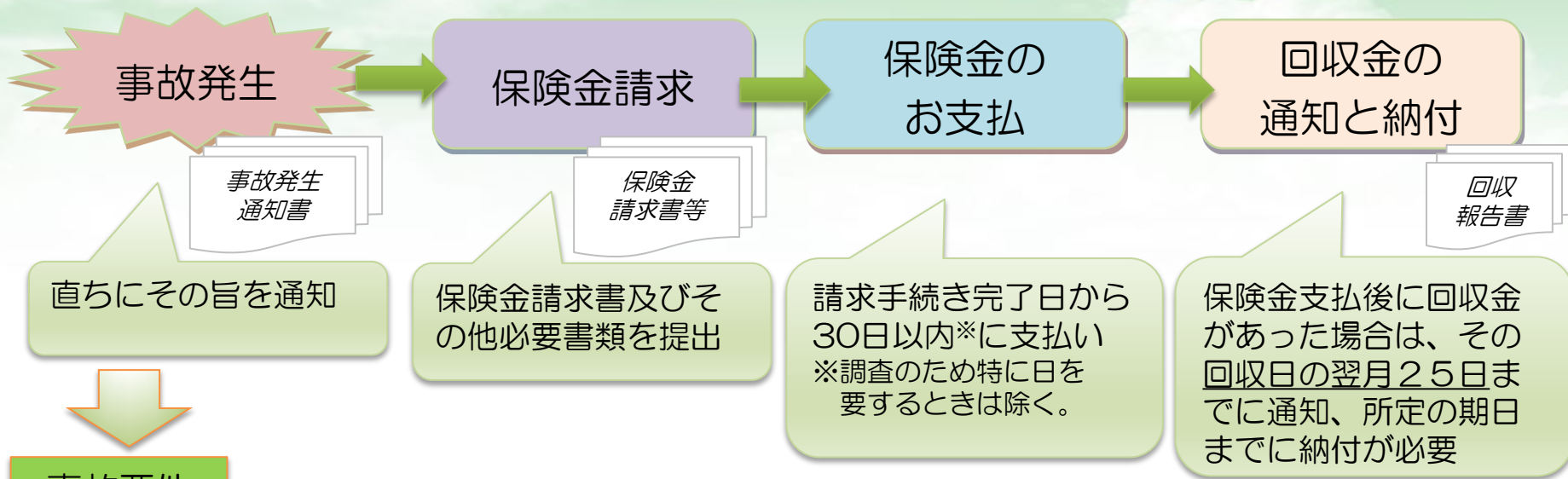
エ. 反社会的勢力

6. 主な特約

分類	特約	具体的な内容
使用者の引受 内容の拡大	使用者の残高上限引上げ特約	個々の使用者の残高上限を5千万円から1.5億円とすることが可能。 1億円超は事前にG I Oへの申請要。
	低炭素設備に関する対価 引下げ特約	対価の合計額が300万円以上を成立要件としているが、リース対価を150万円または65万円に引き下げることが可能。
リース条件の 拡大	購入選択権付リース契約等 追加特約	リース保険の成立要件 リース期間満了後、当該低炭素設備の所有権が相手方に移転する旨の定めがない契約であること。この特約により購入選択権付きリース契約と譲渡条件付きリース契約を対象とすることが可能。

特約の付帯内容は、リース会社様により異なります。
付帯状況につきましては、各リース会社様のリース信用保険ご担当者様へご確認ください。

7. 事故発生時の手続きと事故要件



事故要件

事故の発生日以後において支払期日の到来する対価について、その全部又は一部を将来にわたって回収することができないことが相当程度確実であると認められる、次のいずれかの事由をいいます。

- ①使用者に、次のいずれかの事由が生じたこと。
 - ・会社更生法の規定による更生手続開始の決定
 - ・民事再生法の規定による再生手続開始の決定
 - ・破産法の規定による破産手続開始の決定
 - ・会社法の規定による特別清算開始の命令
- ②被保険者が、低炭素設備リース契約の約定に基づいて、次のいずれかの措置をとったこと。
 - ・低炭素リース契約の解除
 - ・対価全額の期限の利益喪失
 - ・保険金請求の対象となっているすべての低炭素設備の引揚げ

8. お支払いする保険金

お支払いする保険金

$$= \left(\text{回収未済額} - \text{事故発生後入金} - \text{損防回収金} + \text{回収費用} - \text{その他控除金額} \right) \times 50\%$$

回収未済額

被保険者が当該低炭素設備リース契約において事故発生時に支払を受けていない対価の合計額

事故発生後入金

事故発生後に回収未済額につき被保険者が支払を受けた額

損防回収金

損害防止義務を履行することにより取得した金額

回収費用

損害防止義務の履行のために要した費用

その他控除金額

その他、約款の規定により控除すべき金額

50%

てん補率（付保率）

9. 保険金のお支払い例

保険金計算方法【再掲】

$$= \left(\begin{array}{c} \text{回収} \\ \text{未済額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{事故発生後} \\ \text{入金} \end{array} - \begin{array}{c} \text{損害防止} \\ \text{回収金} \end{array} + \begin{array}{c} \text{回収} \\ \text{費用} \end{array} - \begin{array}{c} \text{その他} \\ \text{控除金額} \end{array} \right) \times 50\%$$

【契約内容】

- リース料：月額300,000円
- リース期間：72か月
- 保険開始後、48か月後に使用者が倒産（未収24か月）

【保険金支払額】

回収未済額（未収リース料の合計）	7,200,000円
事故発生後に入金された金額	▲200,000円
損害防止軽減により回収した金額（処分費など）	▲1,200,000円
回収に要した費用（撤去、運搬費など）	200,000円
損害額の合計	6,000,000円
保険金 損害額の合計×50%=	3,000,000円

となります。

10. 低炭素設備リース信用保険のメリット

メリット	内容
信用ランクが低い使用者の引受拡大	与信面でリスクが懸念されるお客様であっても、万が一倒産等の事故が発生した際には、未収リース料の半額が保険でカバーされるため、安心してお取引いただけます。
1リース契約が高額な場合の引受拡大	1リース契約が高額な場合でも、万が一倒産などの事故が発生した際には、未収リース料の半額が保険でカバーされるため、安心してお取引いただけます。 (リース使用者1社当たり、残高5,000万円まで保険適用可能)

「使用者の残高上限引上げ特約」付帯で1.5億円に引き上げることができます。

11. Q&A

NO.	質問	回答
1	リース信用保険制度と併用できない省エネルギー補助金とは何ですか。	<p>本制度と併用できない補助金は、経済産業省が所管する下記補助金です。</p> <p>「省エネ・非化石転換補助金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 ・省エネルギー投資促進支援事業費補助金 <p>また、過去実施の下記補助金も併用できません。</p> <p>「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」</p> <p>「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」</p>
2	新製品はホームページ（HP）に掲載された日から保険対象となりますか。	<p>新製品ごとに「HP掲載日」と「リース信用保険有効期間」をHPの対象製品の検索画面に掲載します。</p> <p>メーカーが製品登録を行った日が、原則「リース信用保険有効期間」の初日となり、「保険対象開始日」となります。新製品は、「保険対象開始日」の10日後にHPに掲載されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■リース契約締結日が「HP掲載日」以降の場合「必須報告」となります。 ■リース契約締結日が「保険対象開始日」から「HP掲載日」の10日間の場合「任意報告」となります。 ■リース契約締結日が「保険対象開始日」以前の場合保険対象外となります。
3	取引運賃、据付費用は保険対象ですか。	<p>以下「取得価額」の定義に含まれるものは保険対象です。尚、低炭素設備には付属品を含めず。</p> <p>①低炭素設備の購入価額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料又は関税その他低炭素設備の購入のために要した費用がある場合には、それらの費用を加えた額）</p> <p>②低炭素設備を事業の用に供するために直接要した据付費等の費用（ただし、①の金額限度）</p>

10. Q&A

NO.	質問	回答
4	付属品は保険対象ですか。	<p>以下に該当する設備は、付属品として低炭素設備に含めて保険対象です。</p> <p>①低炭素設備に付属しており当該低炭素設備と一体となっはじめて機能するもの。</p> <p>②付属品の購入価額（複数ある場合はその合計額）が当該低炭素設備本体の購入価額未満のもの。</p> <p>（①の例）エアコン室外機（型式番号掲載あり＝本体）と室内機（型式番号掲載なし＝付属品）</p> <p>⇒ 室外機と室内機ともに保険対象</p> <p>（②の補足）付属品の購入価額（複数ある場合はその合計額）が、当該低炭素設備本体の購入価額を超える場合は、本体も含めて当該リース契約自体が保険対象外となります。</p>
5	低炭素設備とそれ以外の設備が混在する場合に対価はどう計算しますか。	<p>リース物件ごとにリース料が定められている場合は、そのリース料を基礎に対価を算出します。</p> <p>上記以外の場合は、リース物件ごとの取得価額に基づく按分比（小数点第7位まで算出し、第7位の値の大きいものから切り上げて、全体を1に合わせる。）を出し、これらの按分比に1回当たりのリース料を乗じて、それぞれのリース物件の1回当たりのリース料（円未満は値の大きいものから切り上げて、全体を1回当たりのリース料に合わせる。）を算出し、当該低炭素設備の1回当たりのリース料を基礎に対価を算出します。</p>
6	メンテナンス費用は保険対象ですか。	<p>取扱規定上のメンテナンス費用とは、被保険者（リース会社様）自らの責任において行う保守、整備及び修理のための費用をいい、以下に該当しなければ保険対象です。</p> <p>逆に以下に該当する費用が含まれていれば、当該費用のみならず当該リース契約自体が保険対象外となります。</p> <p>①メンテナンス費用の計算の根拠があらかじめ明らかでないこと。</p> <p>②メンテナンス費用が低炭素設備の取得価額以上になること。</p> <p>第三者が行う低炭素設備の保守、整備及び修理のための費用の代理回収に係る金額（保守等の費用の代理回収）は対価に含まれず保険対象外です。</p> <p>ただし、当該リース契約自体は保険対象となります。</p>

10. Q&A

NO.	質問	回答
7	使用開始日以前にリース会社様が受領した金額は保険対象ですか。	<p>保険対象外です。</p> <p>従って、使用開始日に受領した初回金等も保険対象外です。</p> <p>当該金額は保険価額から控除され、その分の保険料お支払いも不要です。</p>
8	前払リース料は保険対象ですか	<p>保険対象です。</p> <p>前払リース料は、その受領日在使用開始日の前後を問わず保険対象です。</p> <p>従って、当該金額は保険価額に含めるものとし、保険対象から控除されるべき金額とはなりません。</p> <p>また、前払リース料が充当される期間は保険期間に含めます。</p>
9	ESGリース補助金がある場合の取扱いはどうなりますか	<p>ESGリース補助金はリース信用保険と併用が可能です。また、対価（低炭素設備の使用収益の報酬として、使用者が支払うべきリース料の金額）にESGリース補助金の金額を含め、保険価額を算出します。</p> <p>省エネルギー補助金はリース信用保険と併用不可、省エネルギー補助金以外の補助金は、リース信用保険と併用は可能です。</p> <p>但し、ESGリース補助金を除き、補助金の金額は対価に含めません。</p>
10	民間の医療法人・学校法人・マンション管理組合・農協等は保険対象ですか。	<p>中小企業を取扱規程上では「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社」と定義しています。</p> <p>会社法上の会社とは株式会社（旧会社法上の有限会社含む）、合名会社、合資会社又は合同会社を言います。</p> <p>従って、会社法に基づかないあらゆる法人（医療法人、学校法人、マンション管理組合、農協等）は保険対象外です。</p> <p>なお、個人病院の院長等は約款上の個人事業主の定義に該当すれば保険対象です（期中に法人化した場合も引き続き保険対象）。</p>
11	6月から8月のみ支払があるような季節払のリース契約は保険対象ですか。	<p>保険対象外です。</p>

10. Q&A

NO.	質問	回答
12	リース期間10年超で最終支払日までの期間が10年以内の場合は保険対象ですか。	<p>保険対象です。</p> <p>リース期間（使用開始日からリース期間満了日までの期間）が10年超であっても、使用開始日の翌日から最終支払日までの期間（保険期間）が10年以内であれば保険対象です。</p>
13	リース先が親会社でリース物件の使用者がその関係会社（親子間転貸）となるリース契約は保険対象ですか。	<p>親会社がリース業者ではなく、かつ、関係会社が以下いずれかであれば保険対象です。</p> <p>①会社が議決権の過半数を所有する。</p> <p>②親会社の役員・使用人が代表権を有する。</p>
14	レンタル業者に対するリース契約は保険対象か。	<p>保険対象です。</p> <p>レンタル業者は特例として、最終使用者としない取扱いとしています。</p>
15	リースバックは保険対象ですか。	<p>使用者が製造業者等から購入等により低炭素設備の引渡しを受けた日（自社製品の場合は蔵出し日）以後、3か月以内にリース契約が締結されている場合は保険対象です。</p>
16	協調リースは保険対象ですか。	<p>保険対象外です。</p> <p>本制度における協調リースの定義は「一の低炭素設備に対し複数のリース業者等がリースする取引」としています。</p> <p>複数のリース会社が所有権を有しており代表リース会社1社がリースをする場合も、代表リース会社が完全な所有権を有していないため対象外です。</p>
17	残価が設定されているリース契約は保険対象ですか。	<p>保険対象です。</p> <p>仮に、取得価額の大部分を残価設定していても、残価がオープンになっていなくても保険対象です。</p> <p>残価部分はリース料に含まれないため、保険金額にも含まれません。</p>
18	契約締結日から検収まで時間を要する契約は保険対象ですか。	<p>保険対象です。</p> <p>現行、特にこれらに関連する規定（制限）は設けていません。</p>

お問い合わせフォーム

会社名：	
部署名：	
お名前：	
メールアドレス：	
電話番号：	
<お問い合わせ内容>	-----
メーカー名：	
型式番号：	
機構指定番号：	
お問い合わせ内容：	
回答期限(希望)：	

こちらのフォームをメール本文に貼り付け、必要事項をご記載のうえ、お問い合わせください。

<お問い合わせ先>
低炭素投資促進機構 保険業務推進部 info@teitanso.or.jp

お問い合わせ窓口

低炭素設備リース信用保険に関するお問い合わせ、ご相談は下記までご連絡ください。

■ 連絡先： 一般社団法人低炭素投資促進機構

■ 担当部署・担当者： 保険業務推進部 製品検索：矢部 事故：茂見、林

■ 住所： 東京都中央区新川一丁目16番14号
アクロス新川ビル・アネックス2階

■ 電話： 03-6264-8015

■ メールアドレス： info@teitanso.or.jp

■ ホームページ： <https://www.teitanso.or.jp/lease/>